

書面議決を採用する場合などの疑問について

問1 総代全員の書面議決を取るとしても、議長、議事録署名人2名は実際の出席を得ることとして会議を開催することによろしいか。また、その3名は、書面議決ではなく実際の出席とし、議長は議決権なし、議事録署名人は実際に挙手等の賛否の表示とし、議事録も通常の場合と同様に扱ってよろしいか。

(答)

1 ご認識のとおり、総代会で、出席した総代から、議長を選任し（土地改良法第32条、定款第22条）、議長が議事録署名人2名を指名することになっておりますので（規約第5条）、計3名の総代の出席を実際に得ることが必要とされます（農水省）。

2 この場合、議事録は通常の場合と同様になります。

例えば、総代の現員が50名であれば、出席者数のところは、現在総数50名、出席者数50名、うち本人出席3名、書面議決47名となり、賛否の数のところは、賛成49名、反対0名となります。

問2 事前に書面議決を開封する際、事務局以外の者が立ち会うべきか。

(答)

封書にて届け出られた書面議決書の開封について、定款、規約に特段の定めがなければ、理事又は監事が立ち会うことまで求められませんが、不正行為があるのではないかとの疑念を招かないよう、総代選挙の投開票のように、複数の者による管理、立会が適当と考えます。また、実際の総代会の議決に影響を及ぼすことがないよう書面議決の結果は総代会当日、議長が確認するまで漏らさないこと、及び総代会の議決を了するまでの書面の管理が求められます。

問3 書面議決等を土地改良区として採用しない場合に必要な総代会の議決を、今回総代全員の書面議決で議決してよろしいか。

(答)

書面議決等を採用しない議決には、総代の意思が表示されていれば足りるので、それを書面議決で得ることも差し支えありません。一方で、書面議決を認めないこ

とを書面議決で決めるのか、今回書面議決を活用しながら次回以降は書面議決を認めないのか、という一見矛盾することへの説明や、総代に与えられた権利を十分な議論もせず制限することが妥当なのかという議論もあるでしょうから、慎重に検討することが必要かと考えます。

問4 総代全員（議長、議事録署名人を除く）が書面議決の場合、議長、議事録署名人の選任はどのように行うのか。

（答）

あらかじめ総代会で選任しておくことが望ましいのですが、今回のように総代会を開催する暇がなかった場合の措置としては、総代の議案書を送付する際、議案書とは別に、事務局案として、議長等の氏名を記載した資料を同封し、賛否を伺うことになろうかと考えます。最悪、当日参加した者（3名）で役割分担することもやむを得ません（総代会に諮っていないという問題はありますが）。

問5 定款変更など重要議決事項も全員書面議決してよろしいか。

（答）

書面議決は、やむを得ず総代会に参加できない総代が、事前に示された議案に対して、熟慮の上、賛否を表明するものですから、実際に参加した場合の議決との間で差はありません。したがって、現員の3分の2以上の出席、議決権の3分の2以上の賛成が必要という重要議決事項も全員書面議決することも認められます。

そのような重要なことを、議論も踏まえずに議決を取ってよいのかというご懸念があれば、次回総代会まで議決を先延ばすことも考えた方がよいと思います。

問6 総会制の場合、理事・監事に委任することは認められるか。

（答）

代理人による議決については、総代会制については他の組合員で1人までですが、総会制の場合は、住居及び生計を一にする親族又は他の組合員で3人までとなっており、この条件を満たせば、総代会制、総会制にかかわらず、理事・監事への委任は認められます。